

審査意見(一次審査)への対応を記載した書類

【くらしき作陽大学】

<教育課程審査>

- ①「音楽科指導法」のシラバスについて、ICT活用についての内容を取り扱っていることが判然としないため、授業計画において明確にすること。

| | |
|-------|--|
| (対応)→ | ・「音楽科指導法」のシラバスについて、ICT活用についての内容を取り扱っていることを明確に記載した。(p7-8) |
|-------|--|

- ②「小学校英語指導法」のシラバスについて、小学校英語コアカリキュラム2-(2)3)及び2-(2)4)を取り扱っていることが判然としないため、授業計画において小学校英語コアカリキュラム2-(2)3)及び2-(2)4)を取り扱っていることを明確にすること。

| | |
|-------|---|
| (対応)→ | ・「小学校英語指導法」のシラバスについて、小学校英語コアカリキュラム2-(2)3)及び2-(2)4)を取り扱っていることを明確に記載した。(p11-12) |
|-------|---|

- ③「教育学概論」のシラバスについて、第10回～15回の授業内容が判然としないので具体的に記載すること。

| | |
|-------|---|
| (対応)→ | ・「教育学概論」のシラバスについて、第10回～15回の授業内容を具体的に記載した。(p13-14) |
|-------|---|

- ④「特別支援教育総論」のシラバスについて、コアカリキュラム(2)2)及び(3)を取り扱っていることが判然としないため、授業計画においてコアカリキュラム(2)2)及び(3)を取り扱っていることを明確にすること。

| | |
|-------|--|
| (対応)→ | <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育総論」のシラバスについて、コアカリキュラム（２）２）及び（３）を取り扱っていることを明確に記載した。（p17-18） |
|-------|--|

- ⑤「道徳の理論および指導法」のシラバスについて、コアカリキュラム（１）を取り扱っていることが判然としないため、授業計画においてコアカリキュラム（１）を取り扱っていることを明確にすること。

| | |
|-------|--|
| (対応)→ | <ul style="list-style-type: none"> ・「道徳の理論および指導法」のシラバスについて、コアカリキュラム（１）を取り扱っていることを明確に記載した。（p19-20） |
|-------|--|

- ⑥「社会科指導法」のシラバスについて、コアカリキュラム（１）３）を取り扱っていることが判然としないため、授業計画においてコアカリキュラム（１）３）を取り扱っていることを明確にすること。

| | |
|-------|---|
| (対応)→ | <ul style="list-style-type: none"> ・「社会科指導法」のシラバスについて、コアカリキュラム（１）３）を取り扱っていることを明確に記載した。（p3-4） |
|-------|---|

- ⑦「理科指導法」のシラバスについて、コアカリキュラム（１）３）を取り扱っていることが判然としないため、授業計画においてコアカリキュラム（１）３）を取り扱っていることを明確にすること。

| | |
|-------|--|
| (対応)→ | <ul style="list-style-type: none"> ・「理科指導法」のシラバスについて、コアカリキュラム（１）３）を取り扱っていることを明確に記載した。（p5-6） |
|-------|--|